

平成30年4月1日現在

○吹田市企業立地促進条例施行規則

平成25年3月29日規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市企業立地促進条例（平成25年吹田市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(産業集積地域)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める地域は、次のとおりとする。

- (1) 国立循環器病研究センター地域（国立循環器病研究センターの敷地をいう。）
- (2) 大阪大学吹田キャンパス地域（大阪大学吹田キャンパスの敷地をいう。）
- (3) 北大阪健康医療都市地域（北大阪健康医療都市の区域として市長が別に定める地域をいう。）
- (4) 吹田西部・南部地域（江坂町、豊津町、芳野町、江の木町、垂水町、金田町、南金田、広芝町、南吹田、泉町、穂波町、川岸町、西の庄町、内本町、寿町、中の島町、西御旅町、東御旅町、片山町、昭和町、朝日町、元町、高城町、高浜町、天道町、芝田町、平松町、目俵町、幸町、吹東町、南正雀、岸部北、岸部中、岸部南、山田市場、山田南、千里丘上及び千里丘下の区域内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。）

2 前項第4号に規定する「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」又は「工業地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域をいう。

(奨励金交付対象者)

第4条 条例第5条第1項の奨励金（以下「奨励金」という。）の交付の対象となる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、同項に規定する立地企業であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、本市の市税の滞納（不申告を含む。）をしていないものとする。

- (1) 製造業又は学術・開発研究機関を営むもののうち、事業所を新設し、又は事業所の床面積を拡張するもの
- (2) 卸売業の本社を営むもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア 床面積（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第12号の家屋課税台帳又は同条第13号

の家屋補充課税台帳に登録されている床面積をいう。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以上である事業所を新設するもの

イ 事業所の床面積を100平方メートル以上拡張するもの(当該拡張後の事業所の床面積の合計が300平方メートル未満であるものを除く。)

2 前項第1号に規定する「製造業」若しくは「学術・開発研究機関」又は同項第2号に規定する「卸売業」とは、それぞれ日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)において分類された業種区分による製造業若しくは学術・開発研究機関又は卸売業をいう。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の額は、特定固定資産(地方税法第341条第1号に規定する固定資産であつて、企業立地に伴い新たに取得したものをいう。以下同じ。)に係る固定資産税額に相当する額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額とし、1の年度につき100,000,000円を限度とする。

2 奨励金の交付は、特定固定資産の取得を伴う企業立地に係る事業を開始した日以後に当該特定固定資産に対して課される最初の5年度分の固定資産税の額について行うものとする。

(認定の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、奨励金交付対象者に該当することについて、市長に申請し、その認定を受けなければならない。

(認定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請をした者が奨励金交付対象者に該当するかどうかを審査し、奨励金交付対象者に該当すると認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、原則として、当該特定固定資産の取得を伴う企業立地に係る事業を10年間継続しなければならない。

(交付の申請)

第8条 認定事業者は、市長が別に定めるところにより、奨励金の交付を申請しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、当該申請をした認定事業者に通知するものとする。

(公表)

第10条 市長は、奨励金を交付したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切

な方法により公表するものとする。

- (1) 奨励金の交付を受けた認定事業者の名称
- (2) 奨励金の交付の対象となった事業の概要
- (3) 奨励金の交付額
(認定の取消し等)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 奨励金交付対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 第7条第2項の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定事業者の認定を取り消した場合において、当該者に対し奨励金の交付決定をしているときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、企業立地の促進に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市企業立地促進条例施行規則の規定は、平成30年4月1日以後に奨励金交付対象者の認定の申請をした者について適用し、同日前に奨励金交付対象者の認定の申請をした者については、なお従前の例による。